

業務指示書

地下水開発・衛生セクターに係る調査及び技術支援

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 馬庭 泰介 Maniwa.Taisuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年5月9日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地下水開発・衛生に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地下水開発・衛生1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地下水開発・衛生に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地下水開発・衛生2】

- 1) 類似業務の経験：地下水開発・衛生に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月13日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

US\$1 = 113.393円, EUR1 = 127.140円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地下水開発・衛生1

地下水開発・衛生2

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.58 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
地下水開発・衛生セクターに係る調査及び技術支援

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地下水開発・衛生 1	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 地下水開発・衛生 2	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

ミレニアム開発目標(MDGs)の達成をモニタリングする UNICEF・WHO 合同モニタリングプログラムが纏めた報告書(2015年)によると、村落における安全な水へのアクセス率は全世界平均で84%となっており、2010年の時点で目標は達成されている。他方、サブ・サハラ・アフリカを始め、中央アジア、オセアニア等の地域では、未だ目標は達成されていない状況である。また、基礎的な衛生施設へのアクセス率に係る目標に関しては、全世界平均で未だ68%に留まり、目標達成は困難な状況であり、特にサブ・サハラ・アフリカは平均30%と最低レベルにある。これらサブ・サハラ・アフリカ諸国を始めとした途上国では、今までにMDGs達成を意識した水・衛生セクター開発計画が策定されており、各ドナーも同目標にアラインした支援を実施してきているが、特に村落地域における安全な水へのアクセス向上や基礎的な衛生施設へのアクセス率の大幅な改善は容易ではない。

MDGsの目標年次は2015年までとなっており、2016年から2030年の新たな目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が2015年9月の国連サミットにて採択されている。同目標のゴールの1つとして、「全ての人々のために水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」が含まれており、今後各国において更なる水・衛生分野の開発が進められていくこととなる。

上記の状況の中、我が国としても、特にサブ・サハラ・アフリカ地域を中心とした途上国における地下水開発及び衛生分野への支援を強化するため、限られたリソースを使って最大限の効果を上げられるよう援助の質を高めていく必要がある。具体的には、各途上国の現状と課題を踏まえ、先方政府等関係者と協議を通じた案件形成、実施、評価、フォローアップ協力の各段階での専門的知見による調査・分析や、途上国関係機関に対する、地下水を水源とした給水施設に係る建設・維持管理や衛生啓発活動等についての技術支援が重要となっている。

2. 業務の目的

本業務は、各種調査業務において JICA プロジェクトに関係する途上国政府機関等に対する技術支援を通じて地方給水セクターにおける我が国協力の形成・実施・評価・フォローアップの質の向上を図ることを目的とする。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 対象プロジェクト

対象となるプロジェクトは別表1に記載の通り。

(2) 業務日程

業務日程の目安については別表2に記載の通り。

5. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力及び無償資金協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る必要な以下の業務を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) モザンビーク、ブルキナファソ、キューバ（中間レビュー・終了時評価）

中間レビュー・終了時評価調査に参团し、プロジェクトに関連する地下水管理、施設維持管理、衛生等に係る技術的な分析・検討を行い、プロジェクト成果に関しプロジェクト期間中や終了後に先方政府等が取るべき活動に関し途上国側カウンターパートに対して技術的助言を行うこととする。具体的作業は以下の通り。

①国内準備期間

- (a) 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書等）のレビュー
- (b) 対処方針（案）、評価グリッド（案）、質問票（案）への技術的観点からの検討

②現地派遣期間

- (a) 現地事務所との打合せに参加する。
- (b) 先方政府関係機関や関連組織との協議及び現場踏査を行い、担当分野（地下水開発・衛生）でのプロジェクト成果の発現状況に関し技術的分析を行う。
- (c) プロジェクトの効果や効率的実施に向け、先方政府カウンターパート機関のメンバー及び各案件の専門家等に対して技術的助言を行う。
- (d) 担当分野に係る現地調査結果を現地事務所に報告する。

③帰国後整理期間

帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。また、現地調査の結果から新規案件の形成が可能なものについては、JICA関係者と情報を共有し、具体的な案件形成への技術的提案を行う。

(2) インドネシア、モンゴル（詳細計画策定調査・基礎情報収集・確認調査）

詳細計画策定調査や基礎情報収集・確認調査に参团し、持続可能な地下水開発、給水施設の効果的活用等に係る技術的な分析・検討を行い、現状と課題を取りまとめる。明らかにした課題に関しては、途上国側カウンターパートに対して技術的助言を行うこととする。具体的作業は以下の通り。

①国内準備期間

- (a) 既存の関連する文献、報告書等のレビュー
- (b) 対処方針（案）、質問票（案）への技術的観点からの検討

②現地派遣期間

- (a) 現地事務所との打合せに参加する。
- (b) 先方政府関係機関や関連組織との協議及び現場踏査を行い、担当分野の調査業務

- 及び技術的分析を行い、当該分野の現状と課題についてとりまとめる。
- (c) 課題の解決に向けて先方政府カウンターパートに対して助言を行う。
 - (d) 担当分野に係る現地調査結果を現地構事務所に報告する。

③帰国後整理期間

- (a) 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。また、現地調査の結果から新規案件の形成が可能なものについては、JICA 関係者と情報を共有し、具体的な案件形成への技術的提案を行う。
- (b) 別途備上するコンサルタントの作成する報告書案に対して技術的観点からコメント・修正を行う。

(3) ニカラグア、パキスタン（フォローアップ協力における調査）

実施中の深井戸掘削についてのフォローアップ協力の調査に関し、現状までの課題を洗い出し、今後のフォローアップ協力の本体実施に向けた提案を行う。（ニカラグア）

フォローアップ協力の調査に同行し、過去の無償資金協力にて建設した給水施設に関し当初計画と照らし効果の発現状況について技術的な分析・検討を行う。（パキスタン）

何れの案件についても、効果の発現に関し技術的に阻害要因となっている点を明らかにし、途上国側カウンターパートに対して課題の改善に関し技術的助言を行うこととする。具体的作業は以下の通り。

①国内準備期間

- (a) 既存の関連する文献、報告書（協力準備調査報告書等）等のレビュー
- (b) 対処方針（案）、質問票（案）への技術的観点からの検討

②現地派遣期間

[ニカラグア]

- (a) 現地事務所との打合せに参加し、現状の問題点をヒアリングし、調査の方針を確認する。
- (b) 先方政府関係機関や関連組織との協議、及び、対象地域の水量を補うためにフォローアップ協力の調査期間中に掘削済の試掘井（2本）の現場踏査を行う。また、試掘井を今後生産井として活用するために実施予定のフォローアップ協力の本体実施の計画について、技術的分析、提言を行う。
- (c) フォローアップ協力の調査と本体実施を受注しているコンサルタント、先方政府カウンターパート機関のメンバーに対して、上記分析結果に基づいた助言を行うとともに、フォローアップ協力の本体実施に先立ち締結される Scope of Work の作成案について助言する。
- (d) 担当分野に係る現地調査結果を現地事務所に報告する。

[パキスタン]

- (a) 現地事務所との打合せに参加し、現状の問題点をヒアリングし、調査の方針を確認する。
- (b) 先方政府関係機関や関連組織との協議及びフォローアップ協力の要請対象の現場

- 踏査を行い、担当分野での調査業務及び技術的分析を行う。
- (c) 別途備上するコンサルタントのもとで施工されるフォローアップ協力の本体事業の業務指示書案の作成に助言する。
 - (d) 維持管理方法について先方政府カウンターパート機関のメンバーに対する助言を行う。
 - (e) 担当分野に係る現地調査結果を現地事務所に報告する。

③帰国後整理期間

- (a) 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。また、現地調査の結果から新規案件の形成が可能なものについては、JICA 関係者と情報を共有し、具体的な案件形成への技術的提案を行う。
- (b) 別途備上するコンサルタントの作成する報告書案に対して技術的観点からコメント・修正を行う。

(4) エチオピア、ウガンダ、ザンビア、グアテマラ（技術協力巡回指導調査）

技術協力プロジェクト及び個別専門家派遣業務にて、地下水管理、施設維持管理、衛生等について専門分野の観点から技術的な分析・検討を行う。具体的作業は以下の通り。

①国内準備期間

- (a) 既存の関連する文献、報告書（協力準備調査報告書等）等のレビュー
- (b) 途上国側カウンターパートが技術協力専門家と共に作成したプロジェクト進捗定期報告書等の解析
- (c) 対処方針（案）、質問票（案）への技術的観点からの検討

②現地派遣期間

- (a) 現地事務所との打合せに参加する。
- (b) 先方政府関係機関や関連組織との協議及び現場踏査を行い、担当分野での調査業務及び技術的分析を行う。
- (c) モニタリング結果に基づき、先方政府カウンターパート機関のメンバーに対して今後のプロジェクト活動への技術的助言を行う。
- (d) 担当分野に係る現地調査結果を現地事務所に報告する。

③帰国後整理期間

- (a) 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- (b) 途上国側カウンターパートが技術協力専門家の支援を得て作成したプロジェクト成果品や報告書等に対する技術的観点からの妥当性の確認と改善点の明確化

(5) エチオピア、ウガンダ（協力準備調査）

協力準備調査に参团し（JICA 調査団に同行する形とする）、新規無償資金協力にて建設する給水施設に関連した、地下水管理、施設維持管理、衛生等について技術的な分析・検討を行う。具体的作業は以下の通り。

①国内準備期間

- (a) 現地で収集すべき情報の検討
- (b) 調査 TOR(案)、要員配置計画(案)、調査費用積算(案)の検討
- (c) 対処方針(案)に係る検討

②現地派遣期間

- (a) 現地事務所との打合せに参加する。
- (b) 先方政府関係機関や関連組織との協議及び現場踏査を行い、別途業務実施契約にて備上予定のコンサルタントが作成する調査報告書について技術的観点より精査を行う。
- (c) 課題の解決に向けて先方政府カウンターパートに対して助言を行う。
- (d) 担当分野に係る現地調査結果を現地構事務所に報告する。

③帰国後整理期間

- (a) 帰国報告会への参加及び調査結果への助言
- (b) 設計・積算案への助言

(6) 全世界

課題別指針(水資源)更新に関し、本業務を通じて得た知見も踏まえた地下水開発及び衛生分野に係る以下の業務を行い、その結果を当機構担当者(職員、専門員等)に伝達する。具体的作業は以下の通り。

- ① 現行課題別指針のレビューを行い、現在の国際潮流や途上国の現状と課題を踏まえ更新すべき点の検討
- ② 「効果的アプローチ」、「JICAの協力量針」等課題別指針の各項目のアップデートに際し、含めるべき内容の検討
- ③ 指針更新版(案)に関し修正すべき点に対するコメント作成

6. 成果品等

(1) 報告書等

本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務完了報告書	契約終了時	和文：1部

業務完了報告書については簡易製本することとする。報告書の記載項目案は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) 業務実施上で残された課題
- 5) 業務実施より抽出された教訓
- 6) その他特記事項

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は2016年5月に開始し、2017年3月に業務完了報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約 10.58 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・地下水開発・衛生1（2号）
- ・地下水開発・衛生2（2号）

3. 公開資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されている。

- ・サブサハラアフリカ村落給水施設運営維持管理の課題と教訓プロジェクト研究報告書

4. 見積書作成に係る留意点

(1) 航空賃及び日当・宿泊料

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給いたします。

（見積書の航空賃及び日当・宿泊料欄には0円と記載下さい。）

5. その他留意事項

(1) 便宜供与

現地へ派遣されて業務を実施する際の JICA 各国事務所による便宜供与事項は以下の通り。

1) 空港送迎

あり

2) 宿舍手配

あり

3) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなる）

4) 通訳備上

必要に応じて傭上（本邦にて傭上することもあり）

5) 現地日程のアレンジ
あり

(2) 安全対策

現地派遣期間中は、安全対策に関する JICA 事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努めることとする。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

(3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別表1 対象プロジェクト・業務日数

	国名	プロジェクト名	スキーム	現地調査名	業務日数目途	
					現地	国内
1	モザンビーク	ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	終了時評価	17	10
2	ブルキナファソ	村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2	技術協力プロジェクト	中間レビュー	17	10
3	キューバ	地下帯水層への塩水侵入化対策プロジェクト	技術協力プロジェクト	終了時評価	17	10
4	インドネシア	地下水および表流水の統合的管理能力強化を通じた、ジャカルタ地盤沈下対策支援プロジェクト（仮）	開発計画調査型技術協力	詳細計画策定調査（第一回、第二回）	21	16
5	モンゴル	上水道分野基礎情報収集確認調査	情報収集	基礎情報収集確認調査	16	10
6	ニカラグア	第2次マナグア市上水道施設整備計画フォローアップ協力	無償資金協力（フォローアップ）	フォローアップ調査	11	5
7	パキスタン	アボダバード市上水道整備計画フォローアップ協力（ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機材改善計画、グジュランワラ下水・排水能力改善計画、ラホール給水設備エネルギー効率化計画に係る現状確認・関連会議出席含む）	無償資金協力（フォローアップ及び実施状況調査）	フォローアップ調査	13	6
8	エチオピア	バハルダール市上水道整備計画	無償資金協力（協力準備調査）	協力準備調査	8	6
9	エチオピア	飲料水用ロープポンプの普及による地方給水衛生・生活改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	巡回指導	7	6
10	ウガンダ	村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	巡回指導	6	6
11	ウガンダ	チョガ湖流域地方給水計画	無償資金協力（協力準備調査）	協力準備調査	8	6
12	ザンビア	地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	巡回指導	6	6
13	グアテマラ	地方給水・衛生アドバイザー	個別専門家派遣	巡回指導	7	6
14	全世界	課題別指針（水資源）更新	NA	NA	0	6
					154	109

別表2 業務日程案

国名	プロジェクト名	2017														
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1	モザンビーク ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト		■	■												
2	ブルキナファソ 村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2															
3	キューバ 地下帯水層への塩水侵入化対策プロジェクト	■														
4	インドネシア ジャカルタ地下水対策基礎情報収集・確認調査						■								■	
5	モンゴル 上水道分野基礎情報収集確認調査									■						
6	ニカラグア 第2次マナグア市上水道施設整備計画						■									
7	パキスタン アボダバード市上水道整備計画フォロアアップ協力、他実施中3案件（ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機械材改善計画、グジュランワラ下水・排水能力改善計画、ラホール給水設備エネルギー効率化計画）										■					
8	エチオピア バハルダール市上水道整備計画												■			
9	エチオピア 飲料水用ロープポンプの普及による地方給水衛生・生活改善プロジェクト													■		
10	ウガンダ 村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト														■	
11	ウガンダ チヨガ湖流域地方給水計画															
12	ザンビア 地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクト															
13	グアテマラ 地方給水・衛生アドバイザー														■	
14	全世界 課題別指針（水資源）更新															

■ 現地活動
■ 国内活動